

特定非営利活動法人全国大学メンタルヘルス学会
「大学のメンタルヘルス』投稿論文倫理規程

2018 年 10 月 4 日

＜責任の自覚＞

1. 本誌に掲載される投稿論文及び発表論文（以下「論文」と略す）は、専門家が遵守すべき社会通念としての研究者倫理に抵触してはならない。論文が研究者倫理に抵触する疑義が生じた場合は、編集委員会において倫理問題検討のための手続きが取られる。
2. 所属または関連機関に倫理委員会がある場合、論文に含まれる調査、実験、検査、臨床活動（標準的ではない治療的介入、あるいは研究目的の介入）などを行うにあたってはその承認を得ること。ただし、当該論文には倫理委員会などの承認が不要である場合、その理由を明記すること。
3. 論文は社会に向けての発信であることから、内容は公正、客観的かつ専門的根拠に基づくべきものであり、虚偽や誇張、扇動、不誠実のないようにすること。

＜人権の尊重＞

4. 論文に含まれる調査、実験、検査、臨床活動に関わるデータの採取、介入に際しては、個人情報の収集（例えば分析では使用しない不必要的情報を含めない）および心理・身体的負担（侵襲）が必要最小限に留まらなければならない。
5. 事例研究の場合は、特に関係者を特定できないように匿名化して使用し、個人や団体に害が及ぼないようにしなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合は、その旨を記述すること。
6. 事例研究の場合は、前もって事例関係者から文書（または口頭）で承諾を得ること。関連する写真や、描画などの作成物を使用する場合も同様の処置を講じていること。もし、事例関係者から文書（または口頭）で承諾を得られない場合は、理由を明記すること。
7. 論文全体において人権を尊重するとともに福祉に配慮し、不適切あるいは差別的な表現を用いないこと。また、法的な配慮が必要な手続きが含まれる場合、配慮した点について記述すること。

＜説明と同意＞

8. 論文に含まれる調査、実験、検査、臨床活動（標準的ではない治療的介入、あるいは研究目的の介入）などを行うとき、対象者に対してその目的、意義、予想される利益と損失など、十分な説明をし、文書（または口頭）で同意を得なければならない。特に、録画・音声データの採取を伴う場合は必須である。その際、対象者の意志で参加を途中で中断あるいは中止できることを事前に説明する。ただし、あらかじめ説明を行うことが出来ない場合には、事後に必ず十分な説明をする。また、

対象者が判断できない場合（未成年者等）は、代諾者の判断と同意を得る。

9. 論文に含まれる調査、実験、検査、臨床活動などを行うとき、参加者に必要最小限の負荷やリスクがあった場合は、その内容と、対応する対処・処置（事後説明を含む）を具体的に明示すること。

***負荷やリスクについて必ず考慮すべき研究**

- (1) 社会的弱者になりやすい特徴を有する集団を対象とする場合
- (2) 介入研究
- (3) 一般的な社会的生活で経験したり、日常会話の内容に含まれる範囲を越えた質問内容や項目が含まれている場合
- (4) ディセプションの手続き（対象者に本来の目的を告げないデータ収集など）が含まれている場合

<情報の管理>

10. 論文には、個人情報の保護（特にデータ収集、処理、保管、アクセス、譲渡、廃棄、あるいは論文として投稿する際の匿名性の保証）の方法について明示すること。

11. 調査、実験、検査、臨床活動で得られた生データおよび結果データは、開示要求に対応すべく、最低5年は保存されなければならない。またその保存環境が適切に準備されていることが必要である。

<公表に伴う責任>

12. 論文に含まれる調査、実験、検査、臨床活動の手続きの過程は詳細に示されなければならない。
◦

13. 論文は著者自身によるオリジナルなもの（他所に投稿中でなく、かつ公刊されていないもの）に限ること。

14. 研究のために用いた資料、プログラム、理論等については、ソース（出典等）を漏れなく示すこと。特に先行研究の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃となる。

15. 執筆者が連名である場合、その順序は論文への貢献度を反映したものにすること。また投稿に際しては、共著者の承諾をとるなど、共同研究者の権利と責任に配慮すること。

<著作権の帰属と転載>

16. 本誌に掲載された記事の著作権は、特定非営利活動法人 全国大学メンタルヘルス学会に帰属する。一部または全部の転載等による記事の利用にあたっては、本学会の承認を必要とする。ただし執筆者が学術・教育等の事由により私的に利用する場合や、私的利用以外であっても、非営利目的であり、本学会の利益を不正に侵害しない限りにおいては許諾を必要としないものとする。

<査読>

17. 投稿論文の査読を行う過程において、執筆者と論文査読者の双方の匿名性が保持されなければならない。また論文査読者は、査読依頼を受けた事実はもとより、投稿論文の内容を含め、査読過程で知り得た全ての情報を外部に漏洩しないこと。また、投稿論文が正式に公刊される前に、自己の研究に活用することのないようにすること。
18. 査読の過程において、論文査読者は速やかに全文を読了した上で、公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。一方、査読結果に対して執筆者から異論がある場合は、意見を述べることができることとする。

以上

